

携帯電話の定期契約の中途解約における解除料条項を有効とした大阪高裁平成25年7月11日判決について

弁護士 志部 淳之介

第1 はじめに

1 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下、「KCCN」という。）が、携帯電話等の移動体通信事業等を目的とする事業者であるソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンク」という。）に対して、3G通信サービスに関する契約約款中、携帯電話の2年の定期契約の期間中に中途解約を行うと顧客が9975円の解除料を支払う旨の条項¹（以下「本件解除料条項」という。）が消費者契約法（以下、「法」という。）9条及び10条に反し無効であるとして、消費者団体訴訟制度に基づき、当該条項の使用差止を求めた事案である。

2 京都地裁平成24年11月20日判決裁判所ウェブサイト、判例時報2169号68頁

この事案につき、上記判決は、本件解除料条項が「平均的な損害」（法9条1号）を超え無効かという争点につき、9975円という金額は平均的損害を超えず有効であるとした。また、本件解除料条項が法10条に反するかという争点については、消費者が解除料条項の存在を認識した上で、基本使用料が安く設定された解除料条項付のプランを選択しているといえること、解除料の金額が不当に高額とは言えないこと、解除料がかからず解除できる期間が2か月間あるところ、同期間は不当に短いものではないこと等を理由として本件解除料条項は法10条に反しないとした。

3 大阪高裁平成25年7月11日判決

これに対してKCCNは控訴し、平成25年7月11日、大阪高裁において判決が言い渡された（以下、「本判決」という。）。結論として、同判決は本件解除料条項が法9条及び10条に反しないとしたうえで、KCCNの請求を棄却した。

本稿は、本判決の内容を概観したうえ、その妥当性、問題点について論ずるものである。

第2 本判決の判示内容

1 争点①更新前解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか否かについて

本判決は、まず、本件解除料条項について法9条及び10条の不当条項規制が適用されることを確認したうえで、平均的な損害の額につき以下のように算定した。

まず、「平均的な損害の額」を算定するに際して、契約期間として設定されている2年間という区分を前提に、本契約の解除に伴いソフトバンクに生じる損害の額の平均値を求め、これと本件解除料の額の比較を行った。

次に、法9条1号の平均的損害に逸失利益が含まれるかという争点については、「法9条1号にいう平均的な損害は、民法416条にいう「通常生ずべき損害」と同義であって、事業者の営業上の利益（逸失利益）が含まれると解するのが相当である」とした。

そのうえで、本件契約の解除に伴う平均的な損害の算定につき、ソフトバンクの逸失利益は以下の計算式により求められるものとした。

ソフトバンクの逸失利益＝ソフトバンクの1ヶ月当たりの変動利益²×解除後の平均残存期間³＝4万7689円（1円未満切り捨て）。

そして、同金額は本件解除料条項の9975円を超えないため、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えないと判示した。

2 争点②更新後解除料の額が、法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるか否かについて

本判決は、更新後の解除料について、初回の契約と異なることはないとして、争点①と同様に、本件更新後の解除料の額は「平均的な損害の額」を超えないとした。

3 争点③本件解除料条項が、法10条に反するか否かについて

本判決は、本件解除料条項が法10条前段の要件に該当することを確認したうえで、法10条後段の要件該当性につき、①新規申込み内容確認書や、契約締結時に配布される「受付時の注意点」、ソフトバンクのウェブサイト、料金プラン等が記載されたカタログに解除料が発生する旨の記載があり、本件解除料条項についての説明がなされていること、②割高な料金設定ではあるが解除料条項が設けられていないプランが存在し、消費者は複数のサービスの中から、本件解除料条項が設けら

れたプランを選択して本件契約を締結していることから、本件解除料条項が信義則に反して消費者の利益に反するとはいえないとした。

第3 本判決の評価

1 評価できる点

本件解除料条項に法9条及び10条の不当条項規制が適用されることを確認した点は妥当である。本件解除料条項は、本件契約の対価を定めたものではなく、中心条項に当たらないことは明らかであるからである。また、本件解除料条項が法10条前段要件を満たすと判示した点は妥当である。

2 不当な点

(1) 法9条1号の「平均的な損害」算定に際し2年間を区分とした点

本判決は、事業者であるソフトバンクが設定した契約期間である2年間の間に生じる「平均的な損害」を算定している。しかし、このような解釈は、事業者が2年間に上げる平均的な営業利益の取得を消費者に保障させるものであり不当である。

そもそも、本件解除料条項の不当性は、2年という一律の区分にとらわれることなく解約時期ごとに検討されるべきである。本件契約を1か月で解約した消費者と1年11か月で解約した消費者では、事業者が生ずる損害が異なることは明らかである。

また、本判決は、事業者が設定した2年間という契約期間を基準として法9条1号の区分を2年と認定している。しかし、平均的損害算定の基礎となる区分が長くなるほど、事業者の逸失利益の金額が大きくなり、法9条1号に違反しないと認定されやすくなる。それにもかかわらず、事業者が契約期間を長期に設定することにより自由に区分を設定できるとすれば、法9条1号の規制を容易に潜脱することが可能となる。このような解釈は不当である。

さらに、本判決の理論に従うと、消費者の負担において4万7689円もの高額な解除料を事業者に取得させることが正当化されるが、このような結論を導く解釈は一般的な感覚からも外れている。

(2) 更新後の解除料条項の額が法9条1号に反しないとした点

本判決は、更新後の解除料につき、初回の契

約と同様であるという理由のみでほとんど検討を加えることなく結論を出している。しかし、本判決が判示するように平均的な損害が逸失利益だとするならば、2年を経過した時点で事業者が当初予定していた利益の回収は完了しているはずである。それにもかかわらず2年を経過した後まで事業者の利益を消費者に保障させる本判決の解釈は不当である。

(3) 本件解除料条項が法10条に反しないとした点

本判決は、解除料条項につき説明がなされ、消費者はこれを理解したうえで解除料条項付のプランを選択しているから、本件解除料条項は法10条に反しないとしている。しかし、契約時の配布資料等に本件解除料条項の説明の記載があるからといって、消費者が十分理解したうえで契約をしているかは極めて疑問である。

消費者と事業者の間には取得できる情報の質及び量には格差があり、消費者契約法はこの格差を是正することを目的としている(法1条)。本判決はこの法1条の目的に反するものであり不当である。

第4 おわりに

本判決は、消費者と事業者の間に交渉力、取得できる情報の量及び質に格差があるという事実を見落としている。解除料について説明書があるからといって、消費者が直ちに解除料条項の内容や趣旨について理解できるということにはならない。本件解除料条項については、消費者から多数の苦情がよせられていることが雑誌等で取り上げられている。

KCCNは、本判決が不当なものであるとして上告受理申立をした。法1条の目的に反する本判決は是正されるべきである。

- 1 本件解除料条項は、最初の2年間の契約期間において中途解約した場合に同金額の解除料の支払義務が生じるほか、2年を経過し、契約が自動更新された後に中途解約した場合にも同様に9975円の支払い義務が生ずる旨を規定する。ただし、更新月(契約期間満了の翌請求月・初回のみ翌々月を含む2か月間)については、解除料は発生しない。
- 2 ソフトバンクの1か月当たりの平均収入(ARPU)から変動コストを引いたものを指す。同社のARPUの数値については閲覧制限がかかっているため公表することはできない。
- 3 本件契約の契約期間は2年間(24か月)であるので、24か月から平均解除期間(本件契約の契約者が本件契約を解除するまでの平均期間)を引くと解除後の平均残存期間が算出される。なお、平均解除期間については、閲覧制限がかかっているため具体的な数字を公表することはできない。